

公立小松大学附属図書館規則

平成 30 年 4 月 1 日

規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立小松大学学則第 4 条第 4 項及び公立大学法人公立小松大学組織及び運営に関する基本規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、公立小松大学附属図書館(以下、「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館の責務)

第 2 条 図書館は、公立小松大学(以下「大学」という。)の学生及び教職員の学術研究及び教育に資するとともに、地域に広く開かれた学術の拠点として、地域社会の文化の向上に寄与するために、図書その他資料(以下「図書等」という。)を収集し、整理し、保管し、その有効な利用を図るとともに、これに必要な施設及び設備を維持し、管理運営することを責務とする。

(図書館)

第 3 条 公立小松大学に次の図書館を置く。

- (1) 中央図書館(石川県小松市土居原町10番地10)
- (2) 栗津図書館(石川県小松市四丁町ヌ1番地3)
- (3) 末広図書館(石川県小松市向本折町へ14番地1)

(組織)

第 4 条 図書館に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書職員
- (3) その他必要な職員

(館長)

第 5 条 館長は、図書館を代表し、図書館の業務を統括する。

2 館長は、学長が指名し、理事長が任命する。

(図書館運営委員会)

第 6 条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、公立小松大学附属図書館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(図書館の利用)

第 7 条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(図書の選定)

第 8 条 図書館は、学術研究・調査、学習及び教育に資するために図書館の図書を選定する。

2 図書館に必要な図書の選定については、別に定める。

(図書館の管理及び整理)

第9条 図書館が管理する図書等は、次のとおりとする。

- (1) 図書館備付けの図書等
- (2) 研究室備付けの図書等
- (3) その他学内備付けの図書等

2 図書館が管理する図書等は、図書台帳に登録し、整理するものとする。

3 第1項第2号に規定する研究室備付けの図書等の管理については、研究室教員の責任において保管し、必要に応じて図書台帳と照合しなければならない。

4 図書等の管理については、別に定める。

(図書等の種類)

第10条 前条第1項第1号に規定する図書館備付けの図書等は、次の種類とする。

- (1) 一般図書
- (2) 参考図書
- (3) 貴重図書
- (4) 視聴覚資料
- (5) 逐次刊行物
- (6) 電子媒体資料
- (7) その他館長が必要と認めた図書

(報告)

第11条 館長は、図書館の管理運営について、学長に報告しなければならない。

(図書館の施設及び設備)

第12条 図書館に次の施設及び設備を置く。

- (1) 閲覧コーナー
- (2) レファレンスコーナー
- (3) 閉架書庫
- (4) 視聴覚コーナー
- (5) 情報パソコン及び周辺機器
- (6) 複写機

2 前項各号に挙げたもののほか、図書館の責務を達成するために必要とする施設及び設備を置く。

(利用の方法)

第13条 図書館は、図書、施設、設備を利用者に供するものとする。

2 図書館の利用については、別に定める。

(図書の寄贈)

第14条 図書館は図書の寄贈を受けることができる。

2 寄贈図書を受入については、別に定める。

(図書の除籍)

第15条 図書館は図書の除籍をすることができる。

2 除籍については、別に定める。

(委任)

第16条 この規則で定めるもののほか、図書館の管理運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第4号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。